

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる 協議が調っていることの証明書（案）

徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域
地域自主運行バス（多家良・八多コミュニティバス）

- 2 協議が調っている運賃等の設定について

現金	片道	往復
大人（中学生以上）	2 0 0 円	3 0 0 円
小児（小学生）	1 0 0 円	1 5 0 円
小学生未満	無料	無料

定期券	1 年	半年	1 か月
大人・小児共通	8, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円	8 0 0 円

- 3 実施予定日
令和 8 年 1 0 月 2 日
- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件特になし
- 5 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
有限会社東丸タクシー 代表取締役 東丸 昌司

令和 8 年 6 月 日
徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会
会 長 青木 啓二